

官民連携手法を活用した宮島歴史民俗資料館等の整備事業（公共施設マネジメントの推進）に係る実施方針に関する質問・意見への回答書

No.	頁	項 目					タイトル	内 容	回 答
		a	b	c	d	e			
1	2	第2	1	(2)	イ		基本計画の公表について	旧宮島歴史民俗資料館、宮島伝統産業館の運営状況（収入・支出状況）をお示しいただけないでしょうか。	過去5年間の決算状況について、別途公表します。 なお、公表は、この回答とは別に行います。公表は令和6年1月5日を予定しています。
2	2	第2	1	(2)	ウ		基本計画の公表について	宮島歴史民俗資料館収蔵庫は築後30年以上となっていますが、劣化調査など実施されていますでしょうか。ない場合は、事業者側で調査し維持保全を行うのでしょうか。	令和6年3月までに、市においてコンクリート劣化度調査を行う予定としています。 したがって、この度の事業に関連して調査を民間事業者に依頼することは、現段階では考えていません。 なお、調査結果については、募集要項等の公表に合わせて公表する予定です。
3	3	第2	1	(4)	イ		情勢変化への対応	社会ニーズに呼応した新たな施設整備が必要とありますが、資料館と伝産館の2施設を複合して新資料館として整備することで、具体的にどのような社会ニーズに応えたいとお考えですか。 運営面で社会ニーズに応えられる面もあるかと思いますが、新たな施設整備・運営が必要ではないでしょうか。	何れの施設においても、耐震性能やバリアフリー、ユニバーサルデザインに課題を抱える中、新資料館は、誰もが楽しめる施設でなくてはなりません。また、公共施設を巡る将来負担への課題は、国全体の問題として取り沙汰され、本市においても、公共施設マネジメント基本方針を策定するなどして、公共施設の総面積縮減による将来負担の適正化に取り組んでいるところです。 施設を複合化することで、宮島の伝統産業が宮島の歴史の一要素であることを来館者に効率的・効果的に伝えることができるなど、新たな魅力を創出することができると考えています。 宮島に国内外から訪れる来訪者にとって魅力ある空間の形成とサービスの提供を、ハード、ソフトの両面から求めたいと考えています。 なお、具体的な要求水準については、募集要項等の公表により示すこととしています。
4	3	第2	1	(4)	イ		基本計画の公表について	宮島歴史民俗資料館整備基本計画の公表、または、閲覧をお願いします。	この回答とは別に行う関係資料の公表に合わせて公表します。公表は令和6年1月5日を予定しています。
5	4	第2	1	(5)	イ	(ア)	国内外観光客	「収蔵資料や季節に応じて年に数回の企画展やミニ展示を行う」とありますが年何回程度の実施を想定されていますか。	企画展を年2回、ミニ展示は四季又は時勢に合わせて年4回程度開催することを想定しています。 したがって、企画展とミニ展示の開催期間は重複しないことが前提となります。
6	4	第2	1	(5)	イ	(ア)	国内外観光客	収蔵資料や季節に応じて年に数回の企画展やミニ展示を行う、とありますが、「収蔵資料」は、企画展、ミニ展示と並列であるように読めます。収蔵資料を行うとはどのような内容を指しますか。	ご指摘ありがとうございます。 当該部分は、収蔵する資料の内容に応じたテーマ設定やストーリーを構築して、企画展やミニ展示を実施することを意図したものであり、収蔵資料を並列に捉えることを意図したものではありません。 実施方針を修正していますのでご確認ください。

No.	頁	項 目					タイトル	内 容	回 答
		a	b	c	d	e			
7	4	第2	1	(5)	イ	(ア)	国内外観光客	収蔵資料や季節に応じて年に数回の企画展やミニ展示を行う、とありますが、年に数回の企画展の企画、制作、運営業務のうち、市の配置する学芸員が行う業務と想定されるものがあれば教えてください。	市の学芸員が関与する部分は、展示における実施内容に関する協議・調整や、意見具申、必要に応じて他館から資料を借用する際の調整、協力を考えています。 ご質問の企画、制作、運営の内で何れかを選択するとすれば、主には企画段階での関わりが大きくなると思います。とは言え、一部では、制作段階における確認作業などは想定されるところです。 現段階における市の関与については、11月16日に開催した事業者説明会の配付資料「業務の概要と市の関与」にてご確認ください。資料は、令和6年1月5日に、他の公表資料と併せて公表します。
8	4	第2	1	(5)	イ	(ア)	国内外観光客	収蔵資料や季節に応じて年に数回の企画展やミニ展示を行う、とありますが、ミニ展示については、実施方針において他に該当する表記がありません。ミニ展示とは、どこで、誰が、企画、制作、実施することを想定しているか、どのような規模を「ミニ」と考えればよいかを教えてください。	ミニ展示は、企画展示同様に民間事業者による企画立案により実施されるものです。収蔵する資料の内容に応じて、四季又は時勢に沿った展示構成を考えています。 詳細は、募集要項等公表時に示すこととします。 なお、この回答に合わせて、No.5～7の回答も参考にしてください。
9	4	第2	1	(5)	イ	(イ)	廿日市市民	隣接する宮島水族館（みやじマリン）と提携した利用しやすいプログラムを開発するなど、とありますが、P5の（キ）施設運営業務のa～gに該当する項目がありません。提携した利用しやすいプログラムの開発は本事業においてどのような位置づけと考えればよいでしょうか。	実施方針P6の「オ その他の施設（ア）注9」の「その他施設に関する業務」に位置づけられるとご理解ください。 その他施設を活用した集客性、収益性を向上させる提案を求めるものです。 内容としては附帯事業を想定していますが、詳しくは募集要項等公表時に示します。
10	4	第2	1	(5)	エ		伝統工芸の伝承	体験学習や人材発掘など、後継者育成に関するプログラムを構築し、実践する。とありますが、P5の（キ）施設運営業務のa～gに該当する項目がありません。後継者育成に関するプログラムの構築と実践は本事業においてどのような位置づけと考えればよいでしょうか。	体験学習や後継者育成に関するプログラムの構築と実践に係る部分は、基本的には市と宮島細工協同組合が行いますが、民間事業者と連携して実施することも考えています。 体験学習や後継者育成に関し、民間事業者からの効率的・効果的な企画提案を期待するものです。 かかる施設整備とこれに関する維持管理は、民間事業者において行うものとします。
11	4	第2	1	(6)	ア	(ア)	事前調査業務（注1・2）	当該敷地での調査結果が本事業に及ぼす影響（事業の継続・期間・費用等）を埋蔵文化財保護の観点から検証頂き、要項等に反映頂ければと存じます。 また、過去の発掘調査の結果開示と現状の遺構に対しての制約をご教示願います。	新資料館建設にあたって制約となるものとして、過去の発掘調査によって出土した中世の遺構の取扱いがあります。 この遺構については、国から現状保存の指導があり、本事業においてもそれを守る必要があります。 現段階における具体的な項目として、施工にあたって遺構に影響が及ぶことがないよう、水平1mの離隔距離を確保すること、遺構上部には最低30cmの覆土による保護層を設けることと市は認識しています。 なお、調査済の遺構は、地下1.5mの深さに、東西39.5m、南北16.5m、幅0.6～1.2mに渡って存在しています。 かかる調査報告書は、その他関係資料の公表と合わせて、令和6年1月5日に公表する予定としています。
12	4	第2	1	(6)	ア	(ア)	事前調査業務について	P6の注1に記載されている全数調査とは、どのような調査を想定されていますか。また全数調査を必要とする場合とはどのような場合を想定されているのかご教示下さい。	現段階で市が想定するのは、建設予定敷地の内、既に調査を終えた部分を除いた未調査部分の発掘調査です。 民間事業者からの提案にもよりますが、建設工事の影響が敷地全体のどの範囲まで及ぶかによって、調査の必要性が生じることの可能性を示唆したもので、このことは、許可権者によって判断されるものです。

No.	頁	項 目					タイトル	内 容	回 答
		a	b	c	d	e			
13	4	第2	1	(6)	ア	(ア)	事前調査業務について	新たに発掘調査を求められる場合とはどのような場合を想定されているのかご教示下さい。	No.12の回答をご参照ください。
14	4	第2	1	(6)	ア		事前調査業務	遺構について、新たに発掘調査を求められるとすると、かなりの期間を要することになると思いますが、その保存にあたり、遺構に影響を及ぼさない基礎方式を検討し、設計を行ったとしても、全数調査が必要とされる場合があるという理解で宜しいでしょうか。貴市において必要とされる場合の事例 をお持ちでしたらご教示ください。	お見込みのとおりです。 なお、本市の事例として紹介できる案件はありません。
15	4	第2	1	(5)	エ		伝統工芸の継承	伝統工芸の継承に係る体験学習、人材発掘など後継者育成に関するプログラムの構築、実践等に係る経費等については指定管理料等の委託費の検討等はあるのでしょうか？	経費の負担区分については、募集要項等公表時に示します。
16	5	第2	1	(6)	ア	(オ)	開館準備業務	開館準備業務の実施時期は、広報宣伝やプレイベントの実施が含まれることから、設計業務の着手時から開館前日までの期間と考えればよいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、団体の事前予約などもあることから、開館2年前からの実施を想定しています。
17	5	第2	1	(6)	ア	(オ)	開館準備業務	開館準備業務は、新施設内で業務を行えない時期が大半である可能性があります。開館準備業務を実施するための事務スペースの賃貸料、その他経費はサービス対価に含まれると考えてよいでしょうか。	施設建設にあたり、民間事業者が提案書作成時に算定する経費の全てはサービス対価に含まれるものと解します。 なお、市において事務スペースなどの経費について個別に積算しているものではありません。
18	5	第2	1	(6)	ア	(オ)	開館準備業務	開館準備業務において、展示物等の移転等に関する記載がありませんが、すべて市の業務と考えてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	5	第2	1	(6)	ア	(カ)	g 警備業務	常駐警備ではなく、機械警備との認識で問題ないでしょうか。	機械警備、人的警備あるいは両者を複合した警備のいずれも可能とします。 ただし、他館等から所蔵品の貸与を受ける際の条件として、人的警備による常駐警備を求められる可能性があります。
20	5	第2	1	(6)	ア	(カ)	j 施設の増改築等に関する計画策定業務	注5に、市と協議の上、民間事業者がこれを行うと記載が御座いますが事業者から第3者への委託は可能でしょうか。	お見込みのとおりです。
21	5	第2	1	(6)	ア	(キ)	b 利用料の徴収（注6）に関する業務	現段階で想定される利用料金の価格帯は御座いますでしょうか。また、利用料金の上限は条例で定められた範囲内での設定の認識で間違いないでしょうか。	現時点で想定される価格帯はありません。 お見込みのとおり、利用料金は、今後制定する新資料館にかかる条例によって設定することとなります。
22	5	第2	1	(6)	ア	(キ)	c 団体利用の受け入れ、予約に関する業務	現在の予約はどのような方法で行っていますか。	両施設とも電話予約のみの対応となっています。
23	5	第2	1	(6)	ア	(キ)	g 付帯事業（飲食・売店等）に関する業務	飲食・売店に関して、貴市として想定している内容があればご教示願います。（例：カフェ、レストランなど）また、行政財産使用料は発生するのでしょうか。	募集要項等公表時に示します。
24	5	第2	1	(6)	ア	(キ)	施設運營業務	g 付帯事業（飲食・売店等）に関する業務とありますが、付帯事業の定義がみあたりません。本事業における付帯事業の定義をお教えてください。	募集要項等公表時に示します。
25	6	第2	1	(6)	イ	(ウ)	運營業務	a 新資料館と既存施設を活用した運営、とありますが、既存施設とは、「旧資料館のうち解体しない施設、庭園、解体した跡地」を指すと考えればよいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	項 目					タイトル	内 容	回 答
		a	b	c	d	e			
26	6	第2	1	(6)	イ	(ウ)	運営業務	a 新資料館と既存施設を活用した運営、とありますが、P 7 の注 7 を参照すると、維持管理業務として既存施設を文化財として良好に保存することは必須と読めます。運営については、提案して実施することが必須でサービス対価に含まれると考えてよいでしょうか。その場合、解体した跡地に何らかの施設整備をする費用も同様と考えてよいでしょうか。	旧資料館のうち、現状保存を前提とした施設については、お見込みのとおり、文化財として適切に維持管理する必要があり、これにかかる業務は本事業の範囲に含まれ、また費用も業務対価としてサービス対価に含みます。 他方、施設を活用した運営については、提案を可能とする表記からも、新資料館と連携した運営による集客力や収益性の向上などを目的に単体施設では得られないサービスの提供に向けた民間事業者からの独自提案を期待するものです。その際には、かかる費用はサービス対価に含まないことを基本的な考えとしています。
27	6	第2	1	(6)	エ	(イ)	跡地活用に関する業務	跡地活用に際して、地元住民からのニーズは御座いますでしょうか。	伝統産業会館の跡地活用に関する業務については、本事業の対象から除外します。 実施方針を修正していますのでご確認ください。
28	7	第2	1	(6)			注6：利用料金の徴収及び収入	伝産館の運営に関連する利用料及び伝統工芸品の売上については、宮島細工協同組合の収入とする。とありますが料金徴収業務は組合が行うと考えてよいでしょうか。	募集要項等公表時に示します。
29	7	第2	1	(6)			注6：利用料金の徴収及び収入	民間事業者の提案により整備される施設が公共施設として設置される場合とは、どのような条件を満たすことが必要でしょうか。またその場合は施設整備費及び維持管理費及び運営費はサービス対価に含まれると考えればよいでしょうか。	この項において民間事業者が任意提案により実施する事業はあくまでも民間事業者による任意事業と想定していますが、仮に、公共性の高い事業の提案があった場合において、公共施設として整理する可能性を示唆しています。 詳細は募集要項等公表時に示します。
30	7	第2	1	(6)	イ		注7：旧資料館に関する業務	旧資料館の内、解体予定のB、C館以外の施設を文化財として良好に保存することとありますがこういった文化財の保存に係る経費等については指定管理料等の委託費の検討等はあるのでしょうか？	旧資料館施設の保存にかかる維持管理業務は本事業の範囲とするところであり、かかる費用は、当然にサービス対価に含まれます。
31	7	第2	1	(6)			注8：伝産館に関する業務	跡地活用については、新資料館の運営（民間事業者の収入増）に寄与するサービスについて検討し実施する。とありますが、伝産館の跡地の維持管理はサービス対価に含まれますか？また、何らかの施設や設備を整備する費用はサービス対価に含まれますか？サービスを実施するための人件費はサービス対価に含まれますか？	伝統産業会館の跡地活用に関する業務については、本事業の対象から除外します。 実施方針を修正していますのでご確認ください。
32	7	第1	1	(6)			注9：その他施設	「注 9：その他施設に関する業務」に記載されている提案事業について、もう少し具体的にお示し頂けますでしょうか。また、「実施する場合は」とありますので、事業者の任意提案との認識で宜しいでしょうか。	新資料館を整備するにあたり、周辺の施設や空地を活用した新たな事業展開を民間事業者からの提案により実施するよう考えるものです。 その目的は、実施方針に記載のとおりですが、特に島内西地区の賑わい創出に向けた事業展開を模索するものです。 より具体的な内容は、募集要項等公表示時に示します。 後段について、お見込みのとおりです。 したがって、本事業において必須要件となるものではありません。 任意提案をするにあたり、業務内容について特に定めるものはありませんが、市は、他の施設との事業連携による相乗効果や、資料11に掲げる施設等を活用し、民間事業者のノウハウを発揮した効果的な独自事業の提案を期待するところです。

No.	頁	項 目					タイトル	内 容	回 答
		a	b	c	d	e			
33	8	第2					表 新旧資料館及び収蔵庫及び伝産館の施設概要	「ZEB Readyの基準を満たす施設」とありますが、建物の景観等における制約等はございますでしょうか。	文化財保護法（特別史跡及び特別名勝）、自然公園法（瀬戸内海国立公園）、都市計画法（風致地区）及び廿日市市伝統的建造物群保存条例（重要伝統的建造物群保存地区）に基づく許認可等の要件を満たす必要があります。
34	8	第2	1	(6)			表 新旧資料館及び収蔵庫及び伝産館の施設概要	旧資料館の跡地活用業務において、庭園も含めて当該条件の中で利活用を企画、検討し業務を実施する。とありますが、本業務の実施は、必須事業であり、施設整備・維持管理・運営業務が、サービス対価ですべて賄われると考えてよいでしょうか。	No.32の回答をご参照ください。
35	8	第2	1	(6)	イ		イ旧資料館に関する業務（注7）、資料6	宮島歴史民俗資料館は、登録有形文化財指定とあります。事業者側が文化財として良好に保存するとした場合の、条件を提示していただけないでしょうか。不確定要素が多く費用算出が難しいと考えますが。	募集要項等公表時に示します。
36	9	第2	1	(6)			表 新旧資料館及び収蔵庫及び伝産館の施設概要	伝産館の跡地活用業務において、事業目的に沿った活用策を検討し、提案する。とありますが、実施は本事業に含まないと考えてよいでしょうか。	伝統産業会館の跡地活用に関する業務については、本事業の対象から除外します。実施方針を修正していますのでご確認ください。
37	9	第2	1	(6)			表 新旧資料館及び収蔵庫及び伝産館の施設概要	その他施設/施設選定及び活用検討業務において、その他の公共施設とは、具体的に何を指しますか。	募集要項等公表時に示します。
38	9	第2	1	(7)			事業方式	事業方式が確定しておりませんが、募集要項公表時に予定価格は公表されるのでしょうか。	募集要項等公表時に上限額として示します。
39	9	第2	1	(7)			事業方式	事業方式は民間からの提案によって選択する。とありますが、事業費として市がサービス対価等として予算化する金額の概算見込み（現時点での目安等で可。以下の項目別、①設計建設費、②展示設計施工費、③維持管理費、④運営費、⑤開業準備費、⑥プロジェクトマネジメント費、⑦その他）をお教えてください。それらの目安の金額をもとに、民間事業者が創意工夫を最大限に発揮できる事業方式の検討を行いたいと考えます。	募集要項等公表時に上限額として示します。その際、サービス対価の構成要素として公表できるものは公表しますが、金額の内訳は示しません。
40	9	第2	1	(7)			事業方式	募集要項公表時にPFI手法用の基本協定書及び事業契約書の案を公表をお願い致します。事業方式が確定しておりませんが、優先交渉権者選定から事業仮契約締結までに2ヶ月程度と短く、さらに事前に基本協定書や事業契約書が公表されていない場合、応募前にリスクの整理ができないため、事業者として本事業へ応募出来ない可能性が極めて高くなります。	募集要項等公表時に基本協定書及び事業契約書の案を示します。
41	9	第2	1	(7)			事業方式	提示されているそれぞれの方式でVFMの観点から最もメリットがある方式を発注者側が検討し、並行して民間事業者が要望するスキームを対話で吸い上げることにより、事業方式を確定させてから公募手続きをお願いしたいと思います。	ご意見として伺います。
42	9	第2	1	(7)			事業方式の提案について	6条提案に必要なPSC算出のための資料のご提示をお願いします。	PSC算出に係る資料は公表しません。募集要項等公表時にサービス対価の上限額を公表します。

No.	頁	項 目					タイトル	内 容	回 答
		a	b	c	d	e			
43	10	第2	1	(7)			事業方式の提案について	【選択可能な事業方式及び手法】内に定期借地及び賃借の提案も含むように示されていますが、敷地に埋蔵文化財がある上、更なる調査が必要とされており、不確定要素が多いことから、この手法は候補にあがらないのではないのでしょうか。	定期借地及び賃借による事業手法は、新資料館を指すものではなく、新資料館周辺のその他施設を活用した事業展開における手法として列挙したものです。市では、周辺の公共施設等の余剰地や余剰空間の活用を想定しています。これにかかる提案は必須ではなく、民間事業者からの任意提案とするよう考えています。 なお、伝統産業会館の跡地活用に関する業務については、本事業の対象から除外することとします。 これについては、実施方針を修正していますのでご確認ください。
44	10	第2	1	(9)			運営に対する市等の関与	市は学芸員資格を有する職員を配置するなど、新資料館の運営、維持管理や資料の取り扱いについて、関与する場合がある。とありますが、関与しない場合もあるということでしょうか。また、関与する場合でも、関与しない場合においても、学芸員を配置し学芸業務を実施することは本事業の必須業務と考えればよいのでしょうか。	市の学芸員の配置は必須として考えています。 この際、民間事業者からの提案により本市学芸員による関与の範囲が異なると考えていることから、「関与する場合がある」との表現を用いています。 関与の内容について、現段階における基本的な考え方は、11月16日に開催した説明会での資料「業務の概要と市の関与」を参照してください。資料は、令和6年1月5日に、他の公表資料と併せて公表します。 他方、民間事業者における学芸員の配置については、新資料館を博物館又はその相当施設としての位置づけとすること、また、資料展示や収集活動を事業者独自でも行うことを想定していることから、必須であると考えています。
45	10	第2	1	(9)	ア		細工組合の事務所	伝産館部門は宮島細工協同組合が引き続き行う、とありますが、組合が使用する水光熱費、電話、PC、システム等の費用は、SPCまたは運営企業が直接請求し収受すると考えてよいのでしょうか。	宮島細工協同組合が使用する光熱水費、電話、PC、システム等の費用は、サービス対価に含まれます。
46	10	第2	1	(9)			運営に対する市等の関与	伝産館部門は宮島細工協同組合が引き続き行う、とありますが、以下のどの運営スキームを想定されていますか。 ①市から組合に直接運営委託する。 ②SPCから組合に運営委託する。 ③SPCの運営担当企業から組合に運営委託する。	No.10の回答を参照してください。 なお、運営面における詳細は、募集要項等公表時に示します。
47	10	第2	1	(9)			運営に対する市等の関与	伝産館部門は宮島細工協同組合が引き続き行う、とありますが、委託業務内容と委託費用は、募集要項等で示されますか。	No.46の回答を参照してください。
48	10	第2	1	(9)			運営に関する市等の関与	伝産館部門については、宮島細工協同組合が運営及び維持管理の全てを行う独立採算部門の方針、という認識でよろしいでしょうか。	No.10の回答を参照してください。
49	11	第2	1	(12)			民間事業者の収入	施設整備に係る対価の支払い方法について、P16（カ）に記載のDBO方式を選択した場合は一括払いとなり、PFI方式の場合は一括払いと割賦払いの組み合わせになるとの理解でしょうか。	初期投資の支払いについては、DBO方式においては一括支払い、PFI方式の場合はサービス対価の観点から割賦支払いと考えています。
50	11	第2	1	(12)			民間事業者の収入	施設の施設の利用料金の収受については、民間事業者の提案手法に基づいて、指定管理者制度等の併用等を視野に入れ、市と協議の上、決定する。とありますが、P7には「利用料金制」を採用するとの記載があります。募集要項時には具体的な方針は決まらないということでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	項 目					タイトル	内 容	回 答
		a	b	c	d	e			
51	11	第2	1	(12)			民間事業者の収入	P 5 の（キ）施設運営業務には飲食・売店の業務の記載があります。民間事業者の収入として飲食・売店の収入の記載がありませんが、独立採算事業の収入という理解でしょうか。その場合、P 8 の施設概要においてミュージアムショップの記載がありますが、飲食スペースの記載がありません。飲食についてどのような事業スキーム、施設内容、運営内容を求められるかをお教えてください。	募集要項等公表時に示します。
52	11	第2	1	(12)			民間事業者の収入	既存施設では入館料が一般でも300円という水準であり、また収益性を求める性格の施設ではないと思われますので、独立採算方式での成立は難しいと思慮します。あわせて既存施設は直営されていますが、民間企業で運営できる事業者はかなり限定されるものと思われますので、運営業務を含まないスキームでの事業化検討をお願いできればと思います。	現段階において本事業の業務範囲から運営を除くことは考えていません。 性能発注の観点から、宮島の地域性への理解や、類似施設の運営手法等に精通した事業者の参加を期待しています。
53	11	第2	1	(12)			民間事業者の収入	このところ、予定価格超過による入札の不調、入札辞退が頻発しているようです。昨今の建築価格の高騰、2024年度以降適用対象となる「働き方改革関連法」の影響を十分に考慮した予定価格、工期の設定をお願いします。	ご意見として伺います。
54	11	第2	1	(12)			民間事業者の収入	建設費の物価スライドについて、単品スライド、全体スライド、インフレスライドそれぞれを適用するようお願いいたします。また、契約時の価格ではなく、入札時の価格との比較としていただくようお願いいたします。	ご意見として伺います。
55	13	第2	1	(14)			事業スケジュールについて	スケジュール表によると、令和6年2月に個別対話実施。以後7月末の応募要項説明会まで約4～5カ月の間に事業方式検討とそれに対応する組織やスキームを構成するのは困難であると考えます。 更に、参加資格審査書類の受付7月末、提案〆切の12月まで約5カ月の期間で事業手法の精査・提案書作成するには大幅に時間が不足していると思われますが如何でしょうか。	現段階においては、実施方針に示したスケジュールでの事業実施を考えています。
56	14	第2	2	(1)			特定事業の選定に関する考え方	本事業の企画、設計、整備・開発及び維持管理・運営において、とありますが、「開発」とはどのような業務を指すか定義をお教えてください。	特定事業以外に附帯事業や自主事業として民間が実施する開発行為を想定しています。 開発には、ハード的な開発の他、ソフトにおける新たなサービスの開発も含まれることを想定しています。
57	15	第3	1	(2)	ア	(ウ)	PFI手法の場合	「民間事業者は、複数の企業等から構成されるため、代表者を定めること」とありますが、建設期間は建設会社、運営維持管理期間は運営維持管理会社が代表者となることは可能でしょうか。	実施方針に記載のとおり可能です。
58	15	第3	1	(2)	ア	(カ)	PFI手法の場合	民間事業者は、企画提案書の提出時において、第三者企業と関心表明書(LOI)を締結すること。とありますが、関心表明書を締結する企業への委託は必須でしょうか。	関心表明書は本事業に対し関心のある事業者の存在を確認するものと解し、その点において、委託を必須とするものではありませんが、関心表明書を締結した企業の存在が事業の実現性を高めることへの評価に繋がるものと考えています。
59	15	第3	1	(2)	ア	(カ)	PFI手法の場合	民間事業者は、企画提案書の提出時において、第三者企業と関心表明書(LOI)を締結すること。とありますが、業務を委託するとは限らないが、本件に興味を持っている企業と関心表明書を締結することは問題ないでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	項 目					タイトル	内 容	回 答
		a	b	c	d	e			
60	15	第3	1	(2)			民間事業者の構成要件	民間事業者の構成企業及び協力企業は、令和3・4年度の廿日市市入札参加資格者名簿に登録されている者とあるが、現在ホームページに掲載されている物品の販売、製造請負、買受け及び役務提供令和3～5年度の競争入札参加資格者名簿との理解でよろしいでしょうか？	ご指摘ありがとうございます。 建設及び建設コンサルタント等は令和5・6年度、物品の販売、製造請負、買受け及び役務提供は令和6・7年度に改めます。 実施方針を修正していますのでご確認ください。 なお、実施方針に記載のとおり、未登録の場合は、廿日市市入札参加資格審査申請に必要な書類を添付することとします。
61	15	第3	1	(2)	ア	(コ)	PFI手法の場合	本事業の特性や事業内容を勘案し、10年以上の実務経験を有する経験豊富なプロジェクトマネージャーを選任すること。とありますが、①実務経験の要件、②経験豊富の定義または条件、をお教えてください。	実務経験の要件及び経験豊富の定義は、特に定めません。 民間事業者側から選任する内容を評価します。
62	16	第3	2	(2)	ア		維持管理業務を実施する者	本事業は歴史的な資料を保管する事を鑑み、維持管理会社は湿度管理等が求められ「博物館」や「美術館」等の実績を有している事が良いと思われます。	ご意見として伺います。
63	17	第3	2	(4)			セルフモニタリングを実施する者	過去10年間に、設計監理及び施工管理、維持管理・運営業務の実務経験を有する者。とありますが、以下のいずれでしょうか。 ①設計監理及び施工管理及び維持管理・運営業務、 ②設計監理及び施工管理または維持管理・運営業務	ご指摘ありがとうございます。 「設計監理及び施工管理」又は「維持管理及び運営業務」に改めます。 したがって、本業務において必要となる資格は、それぞれに実務経験を有する者となり、段階に応じて分離される考え方となります。 実施方針を修正していますのでご確認ください。
64	17	第3	3	(3)			構成企業及び協力企業の変更	貴市と協議を行い、貴市が承諾した場合に限り構成企業や協力企業の変更する条件に指名停止に該当する場合も加えていただけないでしょうか。	指名停止に該当する期間が本事業の公募時に示す期間以外の場合は、協議を行うこともあります。
65	17	第3	3	(4)			特別目的会社の出資比率	PFI手法の場合の特別目的会社の構成企業間の出資比率や代表企業の変更については、整備期間と維持管理期間の移行時のみ認められる（代表者が最大出資者かつ、構成企業の出資比率、全体の50%超の要件を満たしたうえで）という理解でよろしいでしょうか。	特別目的会社の資本の流動化については、合理的な理由を基に変更できるものとします。その理由の一つとして、整備期間から維持管理期間への移行時の変更を積極的に認めることとしています。
66	18	第4	2	(1)			審査委員会	貴市が設置される審査委員会について、審査委員は公表される予定でしょうか。	募集要項等公表時に審査委員を公表します。
67	18	第4	2	(2)	イ	(イ)	二次提案審査	予定価格は募集要項等で公表されますか。	募集要項等公表時に上限額として示します。
68	18	第4	2	(2)	イ	(イ)	二次提案審査	予定価格が公表されとした場合、開館準備、施設整備、維持管理、運営、プロジェクトマネジメントの各サービス対価の予定価格内訳は開示されますか。	サービス対価の構成要素として公表できるものは公表しますが、金額の内訳は示しません。
69	18	第4	2	(2)	イ	(イ)	二次提案審査	予定価格が公表されとした場合、開館準備、施設整備、維持管理、運営、プロジェクトマネジメントの各サービス対価の予定価格内訳をぜひ開示いただきたいと思います	No. 68を参照してください。

No.	頁	項 目					タイトル	内 容	回 答
		a	b	c	d	e			
70	18	第4	2	(2)	イ	(イ)	二次提案審査	選択した事業方式によりSPC設立の有無によるコスト差及び貴市からのサービス対価の支払い方法等の違い（割賦の有無による金利分の有無）により、提案価格の評価において公平性を欠く可能性がありますので、公平性を保つ審査基準の設定や審査をお願い致します。	ご意見として伺います。
71	20	第5	1	(2)			予想されるリスクと責任分担	施設整備費について、以下を募集要項に明示いただきたい。 ①予定価格算定の時期の明確化 ②入札までの期間の物価上昇及び人件費上昇をどのように反映しているかの明確化 ③実施設計完了時、建設完了までの期間における物価上昇及び人件費上昇に伴うサービス対価の改訂方法の明確化	ご意見として伺います。 No. 39、No. 68の回答を参照してください。
72	20	第5	1	(2)			予想されるリスクと責任分担	開館準備費について、以下を募集要項に明示いただきたい。 ①予定価格算定の時期の明確化 ②入札までの期間の物価上昇及び人件費上昇をどのように反映しているかの明確化 ③開館準備業務開始までの期間における物価上昇及び人件費上昇に伴うサービス対価の改訂方法の明確化 ④開館準備期間中の物価上昇及び人件費上昇に伴うサービス対価の改訂方法の明確化	ご意見として伺います。 No. 39、No. 68の回答を参照してください。
73	20	第5	1	(2)			予想されるリスクと責任分担	維持管理費について、以下を募集要項に明示いただきたい。 ①予定価格算定の時期の明確化 ②入札までの期間の物価上昇及び人件費上昇をどのように反映しているかの明確化 ③維持管理業務開始までの期間における物価上昇及び人件費上昇に伴うサービス対価の改訂方法の明確化 ④維持管理期間中の物価上昇及び人件費上昇に伴うサービス対価の改訂方法の明確化	ご意見として伺います。 No. 39、No. 68の回答を参照してください。
74	20	第5	1	(2)			予想されるリスクと責任分担	運営費について、以下を募集要項に明示いただきたい。 ①予定価格算定の時期の明確化 ②入札までの期間の物価上昇及び人件費上昇をどのように反映しているかの明確化 ③運営業務開始までの期間における物価上昇及び人件費上昇に伴うサービス対価の改訂方法の明確化 ④運営期間中の物価上昇及び人件費上昇に伴うサービス対価の改訂方法の明確化	ご意見として伺います。 No. 39、No. 68の回答を参照してください。
75	20	第5	1	(2)			予想されるリスクと責任分担	水光熱費について、新規施設の費用を的確に積算することは困難であるため、以下の事業スキームを採用いただきたい。 ①開館後3年間までは、募集要項に市が指定価格を示し、差額は毎年度実費精算とする。 ②開館4年目に市と民間事業者が協議し、その後の水光熱費の指定価格を見直し、サービス対価を改訂する。その後3年ごとに見直しを行う。 ③水光熱費は事業者、市ともにリスクを担保できないものであるため、事業期間を通じて実費精算とする。	ご意見として伺います。
76	20	第5	2				提供されるサービス水準	設計プランや維持管理運営の業務の内容の検討を早急に開始する必要があるため、令和6年6月の公募前に要求水準書の公表をお願い致します。	特定事業の選定と要求水準は密接な関係があるため、公募時期と要求水準書の公表は同時期になります。

No.	頁	項 目					タイトル	内 容	回 答
		a	b	c	d	e			
77	20	第5	4	(1)			契約保証金の納付	100分の5に相当する額を加算する前の設計及び建設業務に相当する額は税込でしょうか。	「設計及び建設業務に相当する額」はお見込みのとおりです。 なお、当該部分の記述について、「100分の5に相当する額を加算する」旨の記述を削除し、「設計及び建設業務に相当する金額の10分の1」とします。 実施方針を修正していますのでご確認ください。
78	20	第5	4				契約保証金	契約保証金の還付については、廿日市市契約規則第33条の適用という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
79	21	第6	1				モニタリングに関する基本的方針	サービス基準合意書(SLA)を導入とありますが、SLAの案は募集要項に示されますか。	お見込みのとおりです。
80	21	第6	2	(3)			運營業務	市は利用者ニーズを把握するとありますが、民間事業者が利用者ニーズを把握し、市に報告するということでしょうか。利用者ニーズの内容は民間事業者の提案によるということでしょうか。	民間事業者が利用者のニーズを把握し、市に報告することで市は利用者ニーズを確認します。
81	25	第10	5	(2)			対話について	対話において、1社あたりどのくらいの時間を想定されていますか。	時間制限は設けていません。
82	25	第10	5	(2)			対話について	対話において、市が望む話題をできるだけ具体的にお教えください。	対話は、市と民間事業者の共通認識をする場とし、民間事業者からの質問に回答することを想定しています。
83	25	第10	5	(2)			対話について	対話において、事業者として用意すべき資料の内容、ボリュームをお教えください。	特に制限は設けていませんが、事業者が必要に応じて準備してください。
84	25	第10	5	(2)			対話について	対話において、リアルでの対面参加とオンライン参加の併用は可能でしょうか。オンライン接続は事業者負担を想定しています。	対面、オンラインあるいは併用のいずれも可能とします。
85	25	第10	5	(2)			対話について	今後の対話協議で施設の特性、規模等を十分考慮し実施方針（募集要項）を決定されるようお願い致します。	ご意見として伺います。
86	説2	7					来館者目標数について	来館者目標数を年間15万人と伺いましたが算出根拠（年代別数、教育旅行者数など）についての詳細をご教示ください。	コロナ禍前の各施設の入館者数（資料館2万人、伝産館4万人 計6万人）に加え、若年層や教育旅行に対する取組の強化による入館者増を見込み、年間15万人と設定しています。 また、これまでの実績として、資料館で開催した大河ドラマとコラボした平清盛展には、期間中20万人を超える入館者があったこと、また、施設の性格は違うものの、新資料館整備予定地より西に位置する宮島水族館の入館者数は、毎年概ね来島者数の1/10程度で推移していることから、魅力的な企画展の開催や宮島水族館との連携により、達成可能な目標と考えています。 なお、伝産館の年度別入館者数については、令和6年1月5日に、他の公表資料と併せて公表します。
87	説2	7					目標入館者数	実施方針の資料－4、資料－5より過去の入館者数の推移がありますが、入館者数の目標を15万人とする根拠をご教示願います。	No. 86の回答を参照してください。

No.	頁	項 目					タイトル	内 容	回 答
		a	b	c	d	e			
88	説2	7					宮島観光旅行者の将来展望について	コロナ禍前にあたる令和元年の観光客数は465万人とありますが、今後の観光客数の目標（目安）数値があればご教示ください。	コロナ禍前と同水準を維持することを考えています。 オーバーツーリズムの傾向はあるものの観光客を制限する予定はありません。観光客が一か所に集中しないよう分散型観光を目指していくこととしています。
89	説2	7					事業手法の選択について	事業手法の選択においてDBO方式を選択する可能性はどの程度でしょうか？	本事業はPFI手法等を想定していますが、事業方式の「その他」の項において、民間事業者から提案された方式が、列挙している方式よりも、さらに官民連携の効果が期待できる場合には、DBO方式を含めたその他の方式を採用する可能性があります。 この場合の効果とは、官民連携の本旨である民間の資金及びノウハウが発揮される場合とします。